なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号）の配置は認めない。

６）配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。なお、専任補助者は、上記１）～４）に掲げる基準を満たすこと。

また、本工事において入札期限までに申請できる専任補助者は３名までとする。

⑻　申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　本工事に事業協同組合又は協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画　橋梁上部工は、自動車等の上載荷重や自重、その他自らに作用する荷重に抵抗して橋の区間の路面を構成する役割を持つ重要な構造物である。そのため、施工の条件や施工時の状態を考慮したうえで、所要の品質が確保されるように適切に施工する必要があるため、「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○コンクリート合成床版の品質を維持することは重要であり、床版コンクリートの型枠を兼用する底鋼板パネルにおいてコンクリートの打設時における鋼板の変形やたわみに留意する必要がある。

○鋼橋における鋼部材の腐食は、安全性や耐久性を左右する重要な損傷となる。特に塗膜厚の品質確保がしにくい部位である現場継手部における塗装の品質管理に十分留意する必要がある。

②　橋梁上部工における生産性向上に関する施工計画　昨今の社会情勢や技術者不足が懸念される建設業界の実情に鑑み、建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図る必要がある。

本工事は、鋼橋上部工の生産性向上を図るための施工について技術提案を求め、「橋梁上部工における生産性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○本工事では、床版コンクリート打設の工程管理においてＩＣＴや新技術等を活用した省人化・省力化手法を求める。

○本工事では、架設作業の安全管理についてＩＣＴや新技術等を活用した省人化・省力化手法を求める。

３）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価（加算点）　次に掲げるいずれかの認定を受けている企業を評価する。

・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）

・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和７年４月１日以後の基準）・くるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）・トライくるみん（令和７年４月１日以後の基準）・くるみん（平成29年４月１日～令和４年３月31日までの基準）・トライくるみん（令和４年４月１日～令和７年３月31日までの基準）・くるみん（平成29年３月31日までの基準）認定企業）

・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

４）賃上げの実施に関する評価（加算点）

①　従業員への賃金引上げ計画の表明　大企業においては給与等受給者一人あたりの平均受給額を３％以上、中小企業等は給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5％以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

５）賃上げ未達成による減点　公告日時点で、減点措置の通知を１年未満の間に受けている者については、３⑴４）の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

㋐　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

㋑　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

㋒　㋐及び㋑に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名又は記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①　自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②　主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③　資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

⑵　入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の１）～３）の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

２）「橋梁上部工の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「橋梁上部工における生産性向上に関する施工計画」が入札説明書に記載した要求要件を満たしていること。

３）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

⑶　得点配分の詳細は、入札説明書による。

⑷　上記⑵において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、電子入札による入札参加者が入力した電子くじ番号（紙入札業者においては紙入札方式参加承諾願に記載した電子くじ番号）を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定する。